

木造耐震改修費補助金額の算定方法について

補助金の算定は「補助金算定書（要領様式第2）」で行いますが、その対象となる経費の分類等は下記のとおりです。

1. 補助対象経費の分類

■ 耐震補強工事費

- ・柱、梁、耐力壁 及び 筋交いの補強工事
- ・基礎の新設・補強工事
- ・地盤改良工事

□ その他工事費（対象外）

- ・リフォーム工事・増築工事等、耐震改修を伴わない工事
- ・仮設費 ・ 諸経費

■ 設計監理費

- ・耐震改修に伴う設計費 及び 現場監理費
- ※リフォーム工事等を同時に行う場合は、その費用を除く

■ 附帯工事費

- ・屋根の葺替工事（下地材を含む）
 - ・外壁 及び 内壁の撤去復旧工事
（補強箇所を含む同一面のみ）
 - ・天井 及び 床等の既存部分の撤去復旧工事
（内壁面から1mまで）
 - ・除却工事（対象建築物に限る）
 - ・建具の取替工事
 - ・配管、配線の切替工事
 - ・既存設備機器の取外し、再取付工事
 - ・仮設費
 - ・諸経費
- ※耐震改修に伴う附帯工事で、リフォーム工事等を除く

2. 工事見積書 直接工事費の分類

直接工事費を、耐震補強工事費・附帯工事費・その他工事費の3種類に分類し、それぞれの合計を出します。検算することが出来れば、表現の仕方は自由です。

3. 工事見積書 仮設費・諸経費の分類

仮設費及び諸経費は、耐震補強工事・附帯工事・その他工事に分けて算出するか、直接工事費から案分してください。ただし、耐震補強工事分の仮設費・諸経費は、附帯工事に算入してください。

4. 業務見積書の分類

設計費及び監理費を、耐震改修が 伴う部分 と 伴わない部分 に分けます。明確に分けることが困難な場合は、直接工事費で案分します。伴う部分は耐震改修に係る業務費に、伴わない部分はその他業務費に算入します。

5. 補助金算定書の入力

西尾市耐震改修のホームページに、エクセルで作られた「補助金算定書」のファイルがあります。クリーム色のセルに費用を入力すると、補助金が算定されます。